

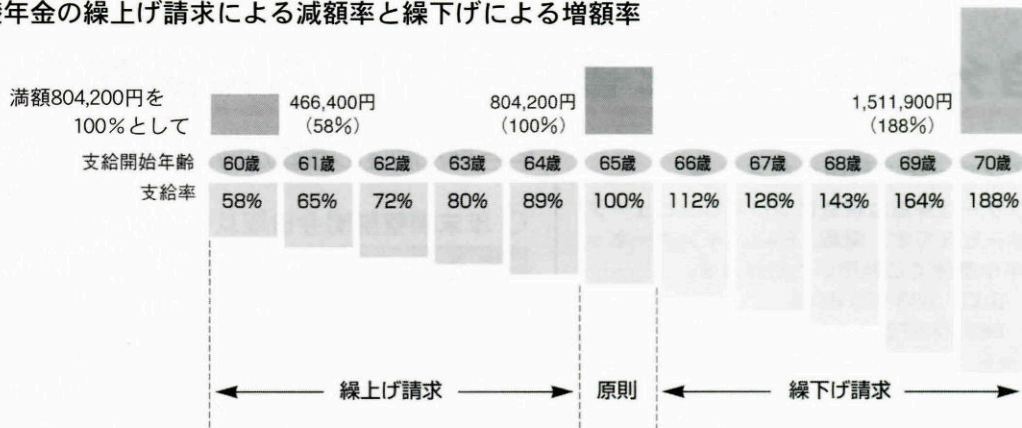
老齢基礎年金の受給開始年齢は

繰上げ受給と繰下げ受給



老齢基礎年金は原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から64歳までの年齢でも繰上げて受けることもできます。しかし、年金を受けようとする年齢によって一定の割合で年金額が減額されます。いったん繰上げ請求をすると、65歳以降も一生、減額された年金を受けます。また、希望すれば65歳以後からでも受けられ、その年齢により一定の率で増額されます。なお、老齢厚生年金を受けることができる場合は、老齢厚生年金も繰下げ受給になります。

老齢基礎年金の繰上げ請求による減額率と繰下げによる増額率



次のような場合は、いったん全額自己負担しますがその後、国保窓口へ申請すれば審査で決定した額の7割（または8割）があとで払い戻されます。



- 1 不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき。

- 申請に必要なもの
- * 申請書
 - * 診療（調剤）内容の明細書
 - * 領収書 * 保険証



- 2 手術などで輸血に用いた生血代（第三者に限る）。



- 申請に必要なもの
- * 申請書
 - * 医師の診断書（または意見書）
 - * 血液提供者の領収書
 - * 輸血用生血液受領証明書
 - * 保険証

- 3 コルセットなどの補装具代。

- 申請に必要なもの
- * 申請書 * 医師の診断書（または意見書）
 - * 領収書 * 保険証

- 4 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

- 申請に必要なもの
- * 申請書 * 明細な領収書 * 保険証

- 5 はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

- 申請に必要なもの
- * 申請書 * 医師の同意書 * 明細な領収書 * 保険証

“なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険” 第14回

質問

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請はどうすればいいのですか？

回答

福祉用具購入費は要支援・要介護被保険者が購入した入浴又は、排泄の用などに供する特定福祉用具を購入した場合に、住宅改修は手すりの取り付けや段差解消などの改修を行った場合に対象となります。

いずれの場合も、利用回数や利用限度額、対象品目等に制限がありますので、必ず事前に介護支援専門員又は保健課介護保険係にご相談ください。

- 三隅町在宅介護支援センター
(居宅介護支援事業者)

☎ 43-2354

- 保健課介護保険係

☎ 43-2444